

## IV 不祥事類別 研修用ワークシート

## 事例1 「児童生徒性暴力等」(①通常版)

## &lt;事例&gt;

中学校3年生担任のA教諭は、進路の相談に来た女子生徒と相談室で2人きりとなり、励ますつもりで手を握ったり、肩を触ったりした。その後相談の回数を重ねるうち、女子生徒が拒否をしなかったため、胸を触る等の行為をした。

女子生徒は、A教諭から相談室に誘われるのがいやで、学校を休みがちになり、養護教諭が気持ちを聞いたことから発覚した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 被害生徒は、どのような気持ちでしょうか。

質問3 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問4 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問5 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問7 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

## IV 不祥事類別 研修用ワークシート

## 事例1 「児童生徒性暴力等」(②短時間版)

## &lt;事例&gt;

中学校3年生担任のA教諭は、進路の相談に来た女子生徒と相談室で2人きりとなり、励ますつもりで手を握ったり、肩を触ったりした。その後相談の回数を重ねるうち、女子生徒が拒否しなかったため、胸を触る等の行為をした。

女子生徒は、A教諭から相談室に誘われるのがいやで、学校を休みがちになり、養護教諭が気持ちを聞いたことから発覚した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任・損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

## IV 不祥事類別 解説

## 解説：事例1 「児童生徒性暴力等」

## 1 事例の問題点

- ・ 教員という立場を利用して、児童生徒に対して、自己中心的で極めて悪質なわいせつ行為をしたこと。
- ・ 人権感覚に欠け、児童生徒を性的な関心欲望の対象とする教育者としてあるまじき卑劣な行為をしていること。
- ・ 児童生徒の心身に生涯にわたって回復しがたい心理的外傷などを与える影響の大きさを理解できず、自分の欲求のまま行動したこと。
- ・ 相談室を閉め切り、児童生徒への指導を密室において1対1で行ったこと。

## 2 問われる責任

## (1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）」より

行為等の態様		基準
児童生徒性暴力等、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント、児童生徒に対する有害な行為		
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
3	所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や電子メールによるやり取りを行った教職員	戒告
4	所定の手続きを経ず児童生徒を自家用車等に同乗させ、又は教育上真に必要なにもかかわらず学校内外で児童生徒と1対1となる密室空間を作り出した教職員（緊急時等やむを得ない場合を除く。）	戒告
5	3又は4の行為を繰り返し行った教職員並びに3及び4の行為を合わせて行った教職員	停職又は減給

## 2. 児童生徒等の定義

「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第

2条第2項に規定する児童生徒等をいう。

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第Ⅲ章を参照ください。

## (2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

## 3 発生後の対応

対応にあたっては、被害者のプライバシーに最大限配慮すること。

### 【管理職等】

- ・ 事実の確認(※1・2)、整理

※1) 被害児童生徒への最小限の聴き取り（児童生徒と信頼関係のある教職員で行う）

※2) 詳細な聴き取りは司法面接で行う（教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等を行わない。）

※1・2 は児童生徒からの相談への対応の場合も同様。対応の詳細は、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」（令和6年7月改訂 島根県教育委員会）を参照のこと。

- ・ 対応方針の決定・指示
- ・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議）
- ・ 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）
- ・ 加害教職員を隔離し事実確認、その後自宅待機の指示（※被害者と直ちに引き離す）
- ・ 被害者への謝罪と今後の対応説明
- ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報
- ・ 事故報告書を作成し、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応
- ・ 緊急カウンセラー派遣要請
- ・ 報道機関への対応
- ・ （必要に応じて）全校集会、保護者会
- ・ 再発防止策の検討、実施

※ 被害者の同意のもとに実施

### 【教職員】

- ・ 加害教員に関係する児童生徒の心のケア

## 4 防止のためのチェックポイント

### 【全般】

- 学校は、教職員が児童生徒性暴力等の防止に向け、校内研修等により教職員への指導や啓発を行っているか。
- 学校では、教職員が児童生徒に対して密室で1対1の指導を行わないことについて、周知徹底しているか。
- 教職員は、学校行事や部活動等のため、教職員と児童生徒が宿泊を伴う研修や遠征に参加する場合において、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり、児童生徒の自室を訪ねたりする行為をしていないか。
- 学校では、校内（寄宿舍含む）における教職員と児童生徒の密室状態の回避のため、空き教室の管理の徹底、廊下から教室内の視界確保など物理的死角を無くしているか。また、定期的に点検しているか。
- 管理職は、教職員が相談しやすい雰囲気づくりや面談機会の確保などを行っているか。
- 学校では、児童生徒性暴力等の早期発見のため、児童生徒等や教職員に対する定期的なアンケート調査や教育相談を実施しているか。
- 校内の相談窓口を整備し、児童生徒や保護者に周知しているか。

### 【SNS等の不適切なやり取り、盗撮等の防止】

- 学校では、電子メールやSNS等による教職員から児童生徒への私的連絡の禁止、部活動指導等に関してやむを得ず継続的に児童生徒等とSNS等により連絡する必要がある場合の事前承認等の手続きが、徹底されているか。
- 学校では、教職員個人所有のスマートフォン等の電子機器の職場内における取扱いについて、徹底が図られているか。
- 学校では、不審物等が設置されやすい環境を無くすため、校内の整理整頓や不要物の処理などを行うとともに、不審物等の点検を定期的に行っているか。

## 5 関係法令、通知等（概要）

### ◎「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

#### 第1条（目的）

…児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的

#### 第2条（定義）

…「児童生徒等」：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、18歳未満の者

「教育職員等」：教育職員、校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舍指導員  
 「特定免許状失効者等」：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

「児童生徒性暴力等」：

- ①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること
  - ②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること
  - ③児童ポルノ法違反
  - ④痴漢行為又は盗撮行為
  - ⑤児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文中で列挙  
 ※ 刑事罰とならない行為を含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

### 第3条（児童生徒性暴力等の禁止）

…教育職員は、児童生徒性暴力等をしてはならない

### 第4条（基本理念）

…施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等について規定

### 第9条（学校の責務）

…学校全体で児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校の児童生徒等が児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する

### 第10条（教育職員等の責務）

…児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、勤務する学校の児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する

### 第13条～16条：防止に関する措置

…教育職員等に対する啓発、児童生徒等に対する啓発、データベースの整備、児童生徒性暴力等対策連絡協議会について規定

### 第17条～21条：早期発見及び対処に関する措置等

…早期発見のための措置、学校への通報、警察署への通報等、専門家の協力を得て行う調査、児童生徒等の保護支援等、教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処について規定

### 第22、23条：教育職員免許法の特例

…特定免許状失効者等に対する再授与については、免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等により再授

与が適当であると認められる場合に限り、再授与が可能であること等を規定

◎「刑法」 参考：法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A（令和5年7月）」

第 174 条（公然わいせつ）

…公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

第 175 条（わいせつ物頒布等）

…わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も同様

第 176 条（不同意わいせつ）

…以下第 177 条の概要に示す(1)又は(2)によって、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑

第 177 条（不同意性交等）

…以下の(1)又は(2)によって、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑

(1) ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行又は脅迫
- ② 心身の傷害
- ③ アルコール又は薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

(2) わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること

第 182 条（16歳未満の者に対する面会要求等）（新設）

…16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立

(※)相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

(1) わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること…1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金

- ① 威迫、偽計又は誘惑-----例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復-----例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する

- ③ 利益供与又はその申込みや約束-例:金銭や物を与える、その約束をする  
 (2) (1)の結果、わいせつの目的で会うこと…2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金  
 (3) 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること…1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

◎「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」

参考：法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A（令和5年7月）」

第2条（性的姿態等撮影）

…以下の(1)から(4)のいずれかの行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

- (1) 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影  
 (2) 不同意性交等罪（刑法第177条）に規定する前述①～⑧により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影  
 (3) 性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影  
 (4) 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）  
 （※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

第3条（性的影像記録提供等）

…同法律第2条又は第6条によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（第1項）  
 …性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（第2項）

第4条（性的影像記録保管）

…提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金

第5条（性的姿態等影像送信）

…不特定・多数の者に、同法律第2条の(1)から(4)と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金

第6条（性的姿態等影像記録）

…同法律第2条の(1)から(4)と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像

を、そのようなものであると知りながら記録した者は、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金

- ◎「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」  
第3条の2（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）
- ◎「島根県青少年の健全な育成に関する条例」  
第21条（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）
- ◎「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定、令和5年7月13日改訂）  
…（児童生徒等性暴力等には）児童生徒等の身体の一部に触れることが内容に含まれている（法第2条第3項）が、例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと（中略）など、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様がとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ◎「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」（令和5年12月策定 島根県教育委員会）
- ◎「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」（令和6年7月改訂 島根県教育委員会）

## 6 類似事例

- 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。  
※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。  
研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

### （類似事例1：児童生徒性暴力等）

男性A教諭は、顧問を務める部活動に所属する女子生徒Bに、「マッサージをする」などと言って服の上から胸や臀部を触った。また、部室や教育相談室で生徒Bにマッサージをした際、胸を触ったほか、Tシャツを脱がせたり、抱きついたりしていた。生徒Bには「勘違いされるので、家の人には言わないように」と口止めしていた。

A教諭は教育委員会の調査に対して「度胸をつけさせるためにやったつもりだったが、エスカレートしてしまった。本当に申し訳ありません」と反省の弁を口にした。

〈例：懲戒免職〉

## (類似事例2：児童生徒性暴力等)

高校で新任3年目のA教諭は、2年生を担当し、熱心な指導で生徒から人気があった。ある日の放課後、A教諭が1人、教科準備室で授業準備をしていたところ、担任をしている異性の生徒Bが落ち込んだ様子で相談に来た。生徒Bは友人関係の悩みを打ち明けた。A教諭は優しく対応し、Bは元気を取り戻して下校した。

その後、A教諭とBはSNSで私的な内容のやり取りを毎日のように行うようになり、休日には車で出かけて、ホテルで性的関係をもつようになった。関係は数か月続いたが、生徒Bは次第に精神状態が不安定になり、母親が問いただすと、A教諭との関係を打ち明けた。

後日、生徒Bの保護者から学校と教育委員会に連絡があり、事実が発覚した。

〈例：懲戒免職〉

## (類似事例3：児童生徒性暴力等（盗撮）)

A教諭は、真面目で努力家であり、児童や保護者からの信頼も厚かった。学習の苦手な児童に対して、休み時間や放課後に個別指導を行うなど、熱心に指導に当たっていた。

ある日、掃除の時間に、更衣室を掃除していた6年生の児童が、棚の上に置いてあった段ボール箱に小さな穴が開いていることに気付き、B教諭に伝えた。B教諭が箱の中を確認したところ、箱内の壁面に小型カメラが取り付けられていた。B教諭からの報告を受けた管理職は、教育委員会の指示のもと警察に通報した。警察の調べで、A教諭に確認したところ、盗撮していたことを認め同日逮捕された。

その後、A教諭は約3か月の間に、カメラのタイマー機能を使って、更衣室で着替えをする児童の動画を撮影し、帰宅後、視聴していたことが判明した。

〈例：懲戒免職〉

## (類似事例4：児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント)

高校に勤務するA教諭は、女子運動部の顧問を務めている。A教諭は、練習予定などを伝えるために部員とSNSでやり取りをしていたが、部員の生徒Bに対して、「大事に思っている」、「いつも見ているよ」などの不適切な内容を送信した。また、部活動のウォーミングアップの際に、生徒Bにだけ近づき、背中を両手で押したり、部活動以外の場面では、肩や首を触ったり、下着に関する質問や自分の考えを伝えるなどした。生徒Bは、A教諭の度重なる行為を不快に感じ、保護者に相談した。保護者から学校に連絡があり、発覚した。

教育委員会に対して、A教諭は、「生徒Bに好意をもたれていると思っていた。支えてあげたいと思っていた」と話している。

〈例：停職〉

## (類似事例5：児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント)

中学校に勤務するA教諭は、教科担任をしていた2年生の生徒Bと、休憩時間に廊下で会話するなど親しくなった。ある日、A教諭は生徒BからSNSでチャットをしたいともちかけられ、アカウントを交換した。その日から、2人はチャットでのやり取りをはじめ、最初は日常会話であった内容が、次第にA教諭から「かわいい」、「写真を送っ

て、「付き合っしてほしい」などのメッセージが送られるようになった。不快に感じ、また恐怖を感じた生徒Bは、チャットの返信を止めた。翌朝、起床した生徒Bは、登校する気持ちにならず、その日から続けて3日欠席した。理由を語らない生徒Bに保護者が何度も理由を訊ねたところ、生徒BはA教諭とのチャットのやり取りを見せ、声を震わせながら不快感と恐怖感を伝えた。すぐに保護者が学校へ連絡し、本件事案が発覚した。

〈例：停職〉

## 7 参考（文部科学省 研修用動画）

文部科学省のホームページには、関連する下記の研修用動画が掲載されています。校内研修において、ご活用ください。

文部科学省ホームページ「児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画」より

- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」
- ・「児童生徒性暴力等の特徴について」
- ・「事実調査のための面接—司法面接を参考に—」
- ・「教育職員向け研修用動画」

1. 児童生徒性暴力等の防止に関する基礎の習得
2. 当事者意識・課題意識の醸成（事例）

- (1)生徒の性被害を防ぐために私たちにできること～思考の誤りについて
- (2)生徒の性被害を防ぐために私たちにできること～事例から考えよう

3. 早期発見・初動対応の実践

- (1)児童生徒への性加害にどう対応するか—子供への性暴力を発見したら…
- (2)児童生徒への性加害にどう対応するか—子供からのSOSを受けたら…